

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

<予算関係法律案、日切れ扱い>

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う。

現行制度の概要

国が行う道路、河川等に関する事業（直轄事業）について、受益者負担の観点から、都道府県等がその費用の一部を負担



見直しの概要

- 直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理負担金を廃止【法律】
※ 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業（※）に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収
- 併せて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃【予算】

直轄事業の負担率（道路の場合）

	H21年度	H22年度	H23年度
新設・改築	国：2/3 地方：1/3	国：2/3 地方：1/3	国：2/3 地方：1/3
特定の事業（※）	国：5.5/10 地方：4.5/10	国：5.5/10 地方：4.5/10	国：10/10 地方：0/10
維持管理	国：5.5/10 地方：4.5/10	国：10/10 地方：0/10	国：10/10 地方：0/10

（※）特定の事業：安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理

国 の 直 轄 事 業 に 係 る 都 道 府 縿 等 の 維 持 管 理 負 担 金 の 廃 止 等 の た め の 関 係 法 律 の 整 備 に 關 す る 法 律 案 要
綱

第一　國 の 直 轄 事 業 に 係 る 都 道 府 縍 等 の 負 担 金 の 廃 止

國 が 管 理 す る 道 路 、 河 川 等 の 維 持 等 に 要 す る 費 用 に 係 る 都 道 府 縍 等 の 負 担 金 を 廃 止 す る た め 、 次 の 関 係
法 律 の 整 備 を 行 う も の と す る こ と 。

- 一　砂 防 法 （ 明 治 三 十 年 法 律 第 二 十 九 号 ）
- 二　道 路 の 修 繕 に 關 す る 法 律 （ 昭 和 二 十 三 年 法 律 第 二 百 八 十 二 号 ）
- 三　道 路 法 （ 昭 和 二 十 七 年 法 律 第 百 八 十 号 ）
- 四　積 雪 寒 冷 特 別 地 域 に お け る 道 路 交 通 の 確 保 に 關 す る 特 別 措 置 法 （ 昭 和 三 十 一 年 法 律 第 七 十 二 号 ）
- 五　高 速 自 動 車 国 道 法 （ 昭 和 三 十 二 年 法 律 第 七 十 九 号 ）
- 六　共 同 溝 の 整 備 等 に 關 す る 特 別 措 置 法 （ 昭 和 三 十 八 年 法 律 第 八 十 一 号 ）
- 七　河 川 法 （ 昭 和 三 十 九 年 法 律 第 百 六 十 七 号 ）
- 八　電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 關 す る 特 別 措 置 法 （ 平 成 七 年 法 律 第 三 十 九 号 ）

（第一条から第八条まで関係）

第一 地方債についての配慮

一 国土交通大臣が行う高速自動車国道又は全国的な自動車交通網を構成する自動車の高速交通の用に供する自動車専用道路の新設又は改築に要する費用のうち、地方公共団体が負担し、又は分担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとすること。
（第三条及び第五条関係）

二 国土交通大臣が行うダムに係る改良工事に要する費用のうち都道府県が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとすること。
（第七条関係）

第三 平成二十二年度の特例

一 災害による危険な状況に対処するために速やかに施行することを要する砂防設備に係る工事については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担するものとすること。
（第一条関係）

二 安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要がある道路を構成

する施設又は工作物に係る特定の事業については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担するものとすること。
（第三条及び第五条関係）

三 災害の発生を防止し、又は流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要がある河川管理施設に係る工事又は河川の管理のための設備の更新については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担するものとすること。

第四 附則

- 一 この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとすること。
- 二 所要の経過措置を定めるものとすること。
- 第五 その他所要の改正を行うものとすること。

（附則関係）

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律

（砂防法の一部改正）

第一条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項費用」を「砂防工事ニ要スル費用」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 第十四条第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用ニ付テハ同項中「砂防工事」トアルハ
「砂防工事又ハ災害ニ因ル危険ナル状況ニ対処スル為ニ速力ニ施行スルコトヲ要スルモノトシテ政令ヲ
以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事」トス

第五十条及び第五十一条を削り、第五十二条を第五十条とする。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

第二条 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書を削る。

（道路法の一部改正）

第三条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二条第二項に規定する」を「の規定の適用を受ける」に改める。

第五十条の見出しを「（国道の管理に関する費用負担の特例等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 指定区間内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

第五十条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

第五十三条第一項中「維持、修繕その他の管理」を「災害復旧」に、「から第三項まで」を「、第二項又は第四項」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
第五十六条の次に次の一条を加える。

（地方債についての配慮）

第五十六条の二 国土交通大臣が行う全国的な自動車交通網を構成する自動車の高速交通の用に供する自動車専用道路の新設又は改築に要する費用のうち、地方公共団体が負担し、又は分担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附則第二項を次のように改める。

2 第五十一条第二項、第五十三条第一項及び第五十六条の二の規定の平成二十二年度における適用については、第五十条第二項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める道路を構成する施設若しくは工作物に係る工事（当該工事を施行するために必要な点検を含む。第五十三条第一項及び第五十六条の二において「特定事業」という。）」と、第五十三条第一項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧若しくは特定事業」と、第五十六条の二中「又は改築」とあるのは「、改築又は特定事業」とする。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第七項中「附則第四項及び第五項」を「附則第三項及び第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第八項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「附則第四項又は第五項」を「附則第三項又は第四項」に、「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削り、同条第一号中「以下」及び「及び第六条」を削る。

第五条の二を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十二年度において国土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条

第一項に規定する指定区間内的一般国道についての防雪又は凍雪害の防止に係る事業（同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業に該当するものに限る。）に

要する費用に関する国の負担の割合は、同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条

第二項の規定にかかわらず、三分の一とする。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第二項に規定する」を「の規定の適用を受ける」に改める。

第二十条第一項中「ほか、」の下に「新設、改築又は災害復旧に係るものにあつては」を加え、「負担する」を「負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に係るものにあつては国の負担とする」に改め、同条第二項中「管理」を「新設、改築又は災害復旧」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(地方債についての配慮)

第二十一条の二 高速自動車国道の新設又は改築に要する費用のうち地方公共団体が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附則第二項を次のように改める。

(平成二十二年度の特例)

2 第二十条及び第二十一条の一の規定の平成二十二年度における適用については、第二十条第一項中「又は災害復旧」とあるのは、「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するため速やかに行う必要があるものとして政令で定める高速自動車国道を構成する施設若しくは工作物に係る工事（当該工事を施行するために必要な点検を含む。以下「特定事業」という。）」と、「及び災害復旧」とあるのは、「災害復旧及び特定事業」と、同条第二項中「又は災害復旧」とあるのは、「災害復旧又は特定事業」と、第二十一条の中「又は改築」とあるのは、「改築又は特定事業」とする。
附則第三項から第七項までを削る。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第六条 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「の各号」を削り、同条第一号中「責に」を「責めに」に、「災害復旧を行なう」を「災害の復旧を行う」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「災害復旧を行なう」を「災害の復旧

を行う」に改める。

第二十一条中「災害復旧」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（次条第一項及び第二十三条において「災害復旧」という。）」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧で次の各号のいずれかに掲げるものに要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は国及び当該各号に定める地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担し、指定区間内的一般国道に附属する共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用（同条の規定により当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は国の負担とする。

- 一 指定区間内的一般国道に附属する共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧 都道府県又は指定市
- 二 指定区間外的一般国道に附属する共同溝の建設又は改築で国土交通大臣が当該一般国道の新設又は改築に伴つて行うもの 当該一般国道の道路管理者である地方公共団体

（河川法の一部改正）

第七条 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「その二分の一〔〕」を削り、「十分の三」を「十分の三を」に、「、維持及び修繕」を「を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業」に、「〔〕」を負担する」を「を、改良工事及び修繕以外の河川工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する」に改める。

第六十五条の二の次に次の一条を加える。

（地方債についての配慮）

第六十五条の三 国土交通大臣が行う改良工事であつてダムに係るものに要する費用のうち都道府県が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附則第二項を次のように改める。

2 第六十条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「災害復旧事業に」とある

のは、「災害復旧事業又は災害の発生を防止し、若しくは流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める河川管理施設に係る工事若しくは河川の管理のための設備の更新に」とする。

附則中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

附則第八項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十一項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第八条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「災害復旧」を「災害の復旧」に改め、同条第二号中「災害復旧のため」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以

下「災害復旧」という。)のため」に、「災害復旧を」を「災害の復旧を」に改め、同条第三号及び第四号中「災害復旧」を「災害の復旧」に改める。

第二十二条第一項中「、維持、修繕、災害復旧その他の管理」を「若しくは災害復旧」に、「負担する」を「負担し、当該電線共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用（第十九条の規定により電線共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は国の負担とする」に改め、同項ただし書中「一般国道」の下に「に附属する電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二

十二年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十二年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの

イ 砂防法第四十九条の規定により読み替えて適用する同法第十四条第二項

ロ 道路法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項

ハ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第二項

ニ 高速自動車国道法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項

ホ 河川法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十条第一項
ヘ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第十一条の規定により読み替えて適用する同

法別表五の項

一 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）

イ 道路の修繕に関する法律第二条第三項

ロ 共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項

ハ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項

ニ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百一条第二項

ミ 次に掲げる法律の規定 平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十二

年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）

イ 砂防法第十四条第二項

ロ 道路法第五十条第二項

ハ 高速自動車国道法第二十条第一項

ニ 河川法第六十条第一項

ホ 沖縄振興特別措置法別表五の項

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（港湾法の一部改正）

第四条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に、「附則第六条第七項」を「附則第

五条第七項」に改め、附則第二十六項中「附則第六条第七項」を「附則第五条第七項」に改める。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正）

第五条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第五十条第二項本文」を「第五十条第二項」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第六条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げ、附則第十条及び第十一條を削り、附則第十二条を附則第九条とし、附則第十三条を削り、附則第十四条を附則第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度における沖縄の道路に係る国の負担割合の特例）

第十一条 別表五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「改築」とあるのは、「改築、同法第十三条第一項に規定する指定区間内的一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業」とする。

附則第十五条から第二十七条までを削る。

別表五の項中「、改築及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理」を「及び改築並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の修繕」に改め、「道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては十分の十、」を削り、「十分の九）」を「、十分の九）」に改める。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正）

第七条 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第三号中「附則第四条」を「附則第三条」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項第一号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項第二号中「附則第九項及び第十項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項第六号中「附則第五項、第六項及び第九項から第十

一項まで」を「附則第三項、第四項及び第七項から第九項まで」に改め、同条第二項中「附則第五項、」
を「附則第四項、」に、「附則第五項若しくは第六項」を「附則第三項若しくは第四項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百一条第二項第一号口中「第二項本文」を「第二項」に、「第三項、道路の修繕に関する法律（昭
和二十三年法律第二百八十二条）第二条第三項ただし書」を「第四項」に改める。

附則第四十九条第一項から第四項までの規定中「附則第五項若しくは第六項」を「附則第三項若しくは
第四項」に、「第五十二条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

附則第五十条第一項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「第三条第
一項」を「（昭和二十三年法律第二百八十二条）第三条第一項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五
条第二項」に、「附則第八項若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六条第八項
」を「附則第五条第八項」に改め、同条第二項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは
第四項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に、「附則第八項若しくは第九項」を「附則

第七項若しくは第八項」に、「附則第六条第八項」を「附則第五条第八項」に改め、同条第三項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に改め、「附則第四項中「附則第八項若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六条第八項」を「附則第五条第八項」に改め、「附則第五項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に改める。

附則第五十一条第二項から第五項までの規定中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

理 由

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

砂防法（明治三十年法律第二十九号）	道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）
道路法（昭和二十七年法律第八十号）	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十一号）
高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）
河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
交通安全部施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）
独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第一百七十号）	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現行
第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県知事ヲシテ砂防工事ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム	第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県知事ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム	第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県知事ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム	第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県知事ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム
第四十九条 第十四条第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用二付テハ同項中「砂防工事」トアルハ「砂防工事又ハ災害ニ因ル危険ナル状況ニ対処スル為ニ速力ニ施行スルコトヲ要スルモノトシテ政令ヲ以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事」トス	第十四条第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用二付テハ第十三条第一項及第十四条第二項ノ規定ノ昭和六十一年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三条第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ六」トシ第十四条第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四」トス但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ	第十四条 第十三条第一項及第十四条第二項ノ規定ノ昭和六十一年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三条第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ五・五」トシ第十四条第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四」トス但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ	第十四条 第十三条第一項及第十四条第二項ノ規定ノ昭和六十一年度、平成三年度及平成四年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三条第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ五・五」トシ第十四条第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四」トス但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条

(略)

第五十一条

(略)

○ 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>3 2 第二条（略）</p> <p>第一項の修繕に要する費用は、国の負担とする。</p>	<p>3 2 第二条（略）</p> <p>第一項の修繕に要する費用は、国（<u>公共団体</u>）の負担とする。但し、<u>地方</u>（<u>ければならない</u>）。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案

(国道の維持、修繕その他の管理)
 第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、
 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第
 九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復
 旧」という。）その他他の管理は、政令で指定する区間（以下「
 指定区間」という。）内においては国土交通大臣が行い、そ
 の他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区
 域内に存する部分について行う。

2 (略)

(国道の管理に関する費用負担の特例等)

第十五条 (略)

2 指定区内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分
 の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

3 第十三条第二項の規定による指定区内の国道の維持、修繕
 及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指
 定市の負担とする。

4 (略)

5 (略)

(負担金の納付又は支出)
 第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合
 又は指定区内の国道の災害復旧を行う場合においては、まず
 全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県は、政令で定める
 ところにより、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定に基
 づく負担金を国庫に納付しなければならない。都道府県が國
 道の新設又は改築を行う場合においては、国は
 第五十一条第一項の規定に基づく負担金を、同条第四項の規定に基
 づく負担金を国庫に納付しなければならない。都道府県は當該規
 定による分担金を、同条第三項の規定により分担を命ぜられた他の都
 道府県は當該規定による分担金を、同条第三項の規定により定め
 るところにより、當該都道府県は當該規定による分担金を支出しな

(国道の維持、修繕その他の管理)
 第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、
 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第
 九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復
 旧」という。）その他他の管理は、政令で指定する区間（以下「
 指定区間」という。）内においては国土交通大臣が行い、そ
 の他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区
 域内に存する部分について行う。

2 (略)

(国道の管理に関する費用)

第十五条 (略)

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区内
 の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府
 県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るもの
 にあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の
 規定による指定区内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の
 管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

3 (略)

4 (略)

(負担金の納付又は支出)
 第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合
 又は指定区内の国道の維持、修繕その他の管理を行う場合に
 おいては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県は
 、政令で定めるところにより、第五十条第一項から第三項まで
 の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。都道府県が國
 道の新設又は改築を行う場合においては、国は
 第五十一条第一項の規定に基づく負担金を、同条第三項の規定に基
 づく負担金を国庫に納付しなければならない。都道府県は當該規
 定による分担金を、同条第三項の規定により定められた他の都
 道府県は當該規定による分担金を、同条第三項の規定により定め
 るところにより、當該都道府県は當該規定による分担金を支出しな

3 なければならない。
(略)

3 なければならない。
(略)

(地方債についての配慮)

第五十六条の二 国土交通大臣が行う全国的な自動車交通網を構成する自動車の高速交通の用に供する自動車専用道路の新設又は改築に要する費用のうち、地方公共団体が負担し、又は分担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

2|1 附 則 (略)

第五十条第二項、第五十三条第一項及び第五十六条の二の規定の平成二十二年度における適用については、第五十条第二項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める道路を構成する施設若しくは工作物に係る工事（当該工事を施行するために必要な点検を含む。第五十三条第一項及び第五十六条の二において「特定事業」という。）」と、第五十三条第一項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧若しくは特定事業」と、第五十六条の二中「又は改築」とあるのは「改築又は特定事業」とする。

2|1 附 則 (略)

第五十条第一項の規定の昭和六十年度、昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」とする。

3| 附 則 (略)

第五十条第一項の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の一」とあるのは「十分の四五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

6|3 附 則 (略)

前項に定めるもののほか、附則第三項及び第四項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

7| 附 則
(略)

国は、附則第三項の規定により、都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である国道の新設又は改築に係る第五十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。交付することにより行うものとする。当該貸付けの対象である道路の新設若しくは、附則第四項の規定により、地

方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である道路の新設若しく

9| 8| 7|4 附 則
(略)

前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

国は、附則第四項の規定により、都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である国道の新設又は改築に係る第五十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。当該貸付けの対象である道路の新設若しくは、附則第五項の規定により、地

方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である道路の新設若しく

9 | は改築又は指定区間外の国道の修繕について、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金に相当する金額を交付することにより行うものとする。都道府県又は地方公共団体が、附則第三項又は第四項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行わる定めたものとみなす。

10 | は改築又は指定区間外の国道の修繕について、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金に相当する金額を交付することにより行うものとする。都道府県又は地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行わる定めたものとみなす。

○ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
3 5 7	2 1 (略) 附 則 平成二十二年度において国土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用に関する国の負担金の割合は、同法（第八十八条を除く。）の規定にかかわらず、三分の二とする。	第五条 道路交通確保五箇年計画は、次に掲げる事項につき定めなければならない。 一 除雪（除雪機械の整備を含む。次条において同じ。）に関する事項 二・三 （略） (削除) (費用の負担割合の特例)	第五条 道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。 一 除雪（除雪機械の整備を含む。以下次条及び第六条において同じ。）に関する事項 二・三 （略）
3 5 7	2 1 (略) 附 則 第六条の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「二十分の六（除雪に係る事業に要する費用にあつては、三分の二）」とする。	第五条の二 国土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用に関する国の負担金の割合は、同法（第八十八条を除く。）の規定にかかわらず、三分の二とする。	

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
1 (略) 則	<p>(費用の負担)</p> <p>第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、国土交通大臣が行う。</p> <p>第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、新設、改築又は災害復旧に係るものにあつては国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に係るものにあつては国の負担とする。</p> <p>前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の新設、改築又は災害復旧に要する費用は、政令で定めるところにより、該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>(地方債についての配慮)</p> <p>第二十一条の二 高速自動車国道の新設又は改築に要する費用のうち地方公共団体が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、国土交通大臣が行う。</p> <p>第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担する。</p>
2 (平成二十二年度の特例)	<p>2 第二十一条及び第二十一条の二の規定の平成二十二年度における適用については、第二十条第一項中「又は災害復旧」とあるのは、「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するため速やかに行う必要があるもの」</p>	<p>2 第二十一条及び第二十一条の二の規定の平成二十二年度における適用については、第二十条第一項中「一般交通の用に供する通路」の下に「（高速自動車国道を除く。）」を加える。</p>

として政令で定める高速自動車国道を構成する施設若しくは工作物に係る工事（当該工事を施行するために必要な点検を含む。以下「特定事業」という。）と、「及び災害復旧」とあるのは、「災害復旧及び特定事業」と、同条第二項中「又は災害復旧」とあるのは、「災害復旧又は特定事業」と、第二十一条の二中「又は改築」とあるのは、「改築又は特定事業」とする。

第十条の二 高速自動車国道で運転する自動車の最高速度は、前条第一項の規定にかかわらず、命令でこれを定める。公安委員会は、前条第二項又は第三項の規定の例により、最高速度の制限を定めることができる。
高速自動車国道で運転する自動車の最低速度については、命令でこれを定める。

第三十条中「第十三条」を「第十条の二第三項、第十三条に改める。
（總理府設置法の一部改正）

4 | 総理府設置法（昭和二十四年法律第一百二十七号）の一部を次のように改正する。第十条第一項の表道路審議会の項中「建議すること。」を「建議すること。（国土開発総貫自動車道建設審議会の根限に属せしめられた事項を除く。）」に改める。

第十五条第一項の表中

審議会	国土開発総貫自動車道建設	国土開発総貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）の規定に属する事項
の規定によりその年法律（昭和三十二年法律第七十九号）	よりその権限に属する事項	よりその権限に属する事項を調査審議する

を

審議会	国土開発総貫自動車道建設	国土開発総貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）の規定に属する事項
の規定によりその年法律（昭和三十二年法律第七十九号）	よりその権限に属する事項	よりその権限に属する事項を調査審議する

に改める。

権限に属せしめられた事項を行うこと。

5 | (運輸省設置法の一部改正)

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号の二の次に次の二号を加える。
三十八の三 高速自動車国道の予定路線及び整備計画を定めること。

第二十八条第一項第八号の二の次に次の二号を加える。
八の三 高速自動車国道の予定路線及び路線に関すること。
八の四 高速自動車国道の整備計画に関すること。

第二十八条第三項中「第八号の二」を「第八号の四」に改める。(道路運送法の一部改正)

6 | 道路運送法の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「設けられた道」の下に「(高速自動車国道を除く。)」を加える。

7 | (道路法の一部改正)

道路法の一部を次のように改正する。目次中「第三条」を「第四条」に、「道路の種類」を「一級国道等の意義」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第二条第一項中「一般交通の用に供する道」の下に「(自動車のみの一般交通の用に供する道を含む。)」を加え、「第四条各号」を「次条各号」に改める。

第四条を削り、第一章中第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。
(道路の種類)

第三条の二 高速自動車国道
五四 都道府県道
三四 二級国道
一二 高速自動車国道
第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。
(道路の種類)

第三条の二 高速自動車国道
五四 都道府県道
三四 二級国道
一二 高速自動車国道
第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。
(道路の種類)

もののほか、別に法律で定める。ものは、この法律に定める。

第二章の章名中「道路の種類」を「一級国道等の意義」に改める。

第五条第一項中「前条第一号」を「第三条第二号」に改め、「又は循環して」の下に「、高速自動車国道とあわせて」を加える。

第六条第一項各号列記以外の部分中「第四条第二号」を「第三条第三号」に、「一級国道」を「高速自動車国道及び一級国道」に改め、同項第二号から第四号まで中「一級国道」を「高速自動車国道又は一級国道」に改める。

第七条第一項中「第四条第三号」を「第三条第四号」に改め、同項第五号中「一級国道」を「高速自動車国道、一級国道」に改める。

第八条第一項中「第四条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第七十九条第一項中「諮問に応じ、」の下に「国土開発総貫自動車道建設審議会の権限に属せしめられた事項を除き、「を加える。

第九十一条第二項中「第三条」を「第四条」に改める。

第九十六条第七項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第九十八条中「第三条」を「第四条」に改める。

第九十九条中「みだりに道路」の下に「（高速自動車国道）を除く。以下本条と同じ。」を加える。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
-------------	--------

(共同溝整備道路における許可等の制限)

第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に応じてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一次条第二項の規定による申出をした者の責めに帰すことのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて国土交通大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

三 共同溝整備道路の指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

(共同溝整備道路における許可等の制限)

第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に応じてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一次条第二項の規定による申出をした者の責めに帰すことのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて国土交通大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

三 共同溝整備道路の指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

四 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

(管理費用の負担)

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（次条第一項及び第二十三条において「災害復旧」という。）その他の管理に要する費用のうち、政令で定めるところにより負担しなければならぬ定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならぬ

(管理費用の負担)

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

ない。

(国の負担又は補助)
第二十二条 共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧で次の各号のいずれかに掲げるものに要する費用(第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は国及び当該各号に定める地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担し、指定区間内の一般国道に附属する共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用(同条の規定により当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は国の負担とする。
二 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧
二 指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築で
国土交通大臣が当該一般国道の新設又は改築に伴つて行うも
のの負担とする。
三 の 国 土 交 通 大 臣
當 該 一 般 国 道 の 道 路 管 理 者
(略) である地方公共団体

(国の負担又は補助)
第二十二条 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で国土交通大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴つて行うものに要する費用(第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は、指定区間内の一般国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担す

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
2 1	(略) 附 則 (地 方債に ついての 配慮)	<p>第六十条の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「災害復旧事業に」とあるのは、「災害復旧事業によるものに要する費用のうち都道府県が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>第六十五条の三 国土交通大臣が行う改良工事であつてダムに係るものに要する費用のうち都道府県が負担すべきものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p>	<p>第六十条の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは、「十分の六」とする。</p> <p>第六十条の規定の昭和六十年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは、「十分の六」とする。</p>
3	2 1 (略) 附 則 度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは、「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に	<p>第六十条の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは、「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に</p>	<p>第六十条の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは、「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に</p>

9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
 前項に定めるもののほか、附則第三項又は第四項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。
 (略)
 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
 國は、附則第三項の規定により、地方公共團體に対し貸付けを行つた場合には、當該貸付けの対象である改良工事に係る第六条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定による國の負担については、當該貸付金の償還時に於いて、當該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
 國は、附則第四項の規定により、地方公共團體に対し貸付けを行つた場合には、當該貸付けの対象である事業について、當該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、當該補助につき定められた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定による貸付けを受ける前二項の規定の適用について、當該償還期限の到来時に貸付けを行つた場合へ

11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 4 |
 前項に定めるもののほか、附則第五項又は第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。
 (略)
 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 4 |
 國は、附則第六項の規定により、地方公共團體に対し貸付けを行つた場合には、當該貸付けの対象である事業について、當該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、當該補助につき定められた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定による貸付けを受ける前二項の規定の適用について、當該償還期限の到来時に貸付けを行つた場合へ

対処するために行はる緊急河川事業に係る改良工事について、平成三年度及び平成四年度において同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

第六十条の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四・五（再度災害を防止するために施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の四）」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・二五（再度災害を防止するために施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の五・五）」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

(傍線の部分は改正部分)

改
正
案

現
行

(電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限)
第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関する許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用

を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）のために必要な期間中において、緊急の必要に基づき、当該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用する者又はこの法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用する者が、その建設若しくは増設の完了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又はこれに係る災害復旧の終了後当該電線共同溝を占用する者又はこれを支持する電柱を仮に設置し、及び当該電線又は

(電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限)
第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関する許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧のために必要な期間において、緊急の必要に基づき、当該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用する者が、その建設若しくは増設の完了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又は電柱を仮に設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

三 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供するものに、又は電気通信事業法に基づくものにあつては同法第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他當該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱の占用を行ふことについて、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱を得ない事情があると認められた場合において、

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供するものに、又は電気通信事業法に基づくものにあつては同法第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他當該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱の占用を行ふことについて、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱を得ない事情があると認められた場合において、

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供するものに、又は電気通信事業法に基づくものにあつては同法第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他當該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱の占用を行ふことについて、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱を得ない事情があると認められた場合において、

四 電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合
又はこれを支持する電柱による占用を行うことについて公益
上やむを得ない事情があり、かつ、当該道路について安全か
円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障を生ずるお
それが少ないと認められる場合において、当該電線又は電柱
を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復
旧を行う場合

第二十二条 道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内的一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条におい
て同じ。）又は改築若しくは災害復旧に要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十
三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予定者
若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電線共同溝を占有する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、
国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」とい
う。）がそれぞれ二分の一を負担し、当該電線共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用（第十九条の規定により電線共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く
。）は国の負担とする。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧
別の係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特
別の負担割合を定めることができる。（略）

第二十二条 道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」とい
う。）内的一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条におい
て同じ。）又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に
要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場
合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線
共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定
者又は電線共同溝を占用する者が負担すべき費用（以下この条
において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定
めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規
定する指定市（以下「指定市」とい
う。）がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指
定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、
二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。（略）

四 電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合
又はこれを支持する電柱による占用を行うことについて公益
上やむを得ない事情があり、かつ、当該道路について安全か
円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障を生ずるお
それが少ないと認められる場合において、当該電線又は電柱
を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復
旧を行う場合

(傍線の部分は改正部分)

		改 正 案	現 行
27	26	<p>25 1 24 附 (略)</p> <p>第46条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第73号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第89号）附則第七項、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第103号）附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四6条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、沖縄振興開発特別措置法附則第五条第七項に規定する国が負担し、若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国による国が負担し、若しくは補助若しくは適用しない」と読み替えるものとする。</p> <p>い 2 第二項第六条第七項に規定する国が負担し、若しくは適用しない。</p> <p>い 2 第二項第六条第七項に規定する国が負担し、若しくは適用しない。</p>	<p>25 1 24 附 (略)</p> <p>第46条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第73号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第89号）附則第七項、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第103号）附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）附則第六条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四6条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第五条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、沖縄振興開発特別措置法附則第五条第七項に規定する国が負担し、若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国による国が負担し、若しくは補助若しくは適用しない」と読み替えるものとする。</p> <p>い 2 第二項第六条第七項に規定する国が負担し、若しくは適用しない。</p> <p>い 2 第二項第六条第七項に規定する国が負担し、若しくは適用しない。</p>
32 (略)			

○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六条（費用の負担又は補助の特例） 254（略）</p> <p>5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第 五十一条第二項、第五十六条及び第八十五条第三項の規定は、適用 しない。</p>	<p>第六条（費用の負担又は補助の特例） 254（略）</p> <p>5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第 五十一条第二項本文、第五十六条及び第八十五条第三項の規定は、適用 しない。</p>

（傍線の部分は改正部分）

	附 則	改 正 案	附 則	現 行
（削除）	（航空機燃料税の軽減）	（削除）	（航空機燃料税の軽減）	（航空機燃料税の軽減）
（削除）	（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例）	（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例）	（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例）	（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例）
（削除）	第三条（略）	第三条（略）	第三条（略）	第三条（略）
（削除）	第四条（特別勘定等）	第四条（特別勘定等）	第四条（特別勘定等）	第四条（特別勘定等）
（削除）	第五条（国）の無利子貸付け等	第五条（国）の無利子貸付け等	第五条（国）の無利子貸付け等	第五条（国）の無利子貸付け等
（削除）	第六条（経過措置）	第六条（経過措置）	第六条（経過措置）	第六条（経過措置）
（削除）	第七条（略）	第七条（略）	第七条（略）	第七条（略）
（削除）	第八条（略）	第八条（略）	第八条（略）	第八条（略）
（削除）	第九条（略）	第九条（略）	第九条（略）	第九条（略）
（削除）	第十条（旧法の失効の際現に旧法第四十一条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請をしている者に係る当該申請は、第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請とみなす。）	（旧法の失効の際現に旧法第四十一条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請をしている者に係る当該申請は、第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請とみなす。）	（旧法の失効の際現に旧法第四十一条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請をしている者に係る当該申請は、第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請とみなす。）	（旧法の失効の際現に旧法第四十一条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請をしている者に係る当該申請は、第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請とみなす。）
第十一條 平成十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係				

る事業で、沖縄振興計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を沖縄振興計画に基づく事業とみなして、この法律を適用する。

第九条（略）

（削除）

第十条（略）

（平成二十二年度における沖縄の道路に係る国の負担割合の特例）
第十一條 別表五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「改築」とあるのは、「改築、同法第十三条第一項に規定する指定区間内的一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業」とする。

第十二条（略）

第十三条 附則第六条の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧法附則第九条の貸付金についても、附則第六条の貸付金とみなして適用する。

第十四条（略）

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）
第十五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
第八十条第一項第一号及び第三号並びに第八十二条中「三十年」を「三十五年」に改める。

（沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十六条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。
第十二条中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第一百三十一条）」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）」に、「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興計画」に改め
る。
附則第二項中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十日」に改め、同項に次のただし書きを加える。

（削除）

（削除）

ただし、同日以前に支給が開始された第八条第一項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後もなおその効力を有する。

(削除)

(港湾法の一部改正)

第十七条 港湾法の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号）附則第九条第一項」を「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号）附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第六条第一項」に、「又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項」を「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」に、「若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八項」を「沖縄振興開発特別措置法附則第六条第八項」に改める。

(企業合理化促進法の一部改正)

第十八条 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号）」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）」に改め、同条第四項中「沖縄振興開発特別措置法」を「沖縄振興特別措置法」に改める。

(防衛庁設置法の一部改正)

第十九条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日までの間」を「期間」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十五年五月十六日まで

和二十三年法律第二百五十八号）の規

期 間

事 務

(削除)

(削除)

平成二十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二百二号)第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条の規定による措置に関すること。	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第八条の規定が効力を有する間に	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第八条の規定が効力を有する間に	定による特別給付金に関すること。
(道路整備特別会計法の一部改正) 附則第三項中「日までの間」を「期間」に改める。 第二十条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 第三条中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十号)第六条第五項」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百六条第五項」に改める。 附則第十七項及び第十八項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項」を「沖縄振興特別措置法附則第六条第二項」に改める。 附則第十九項中「沖縄振興開発特別措置法附則第六条第二項」を「沖縄振興特別措置法附則第六条第二項」に改める。 附則第二十項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第九項」を「沖縄振興開発特別措置法附則第六条第九項」に改める。 特別措置法附則第六条第九項に改める。 附則第十九項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項」を「沖縄振興特別措置法附則第六条第二項」に改める。 附則第二十項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第九項」を「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第九項」に改める。	同法第二百三条の規定による大規模跡地給付金及び同法第二百四条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。	同法第二百三条の規定による大規模跡地給付金及び同法第二百四条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。		

項」を「沖縄振興特別措置法附則第六条第二項」に改める。

(削除)

(削除)

(削除)

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第二十一条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十号)第八条第一項」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百八条第一項」に改める。

第四条中「沖縄振興開発特別措置法第八条第三項」を「沖縄振興特別措置法第一百八条第三項」に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第二十二条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第一百三十一号)第七条第六項」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百七条第六項」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第二十三条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第一百三十一号)第七条第五項」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百七条第五項」に改める。

第五条第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法第七条第五项」を「沖縄振興特別措置法第一百七条第五項」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第二十四条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第一百三十一号)第八条第四項」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百八条第四項」に改める。

第五条第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法第一百八条第四項」を「沖縄振興特別措置法第一百八条第四項」に改める。

別置法附則第九条第一項」を「沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」に改める。

(削除)

(削除)

(削除)

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七

十八条及び第八十一条の規定に限る。）

第二十六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項の表平成十四年六月十九日の項を削り、同表に次のように加える

（内閣府設置法の一部改正）
第二十六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項の表平成十四年六月十九日の項を削り、同表に次のように加える

附則第三条の表平成十四年六月十九日までの間の項中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。
附則第四条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成二
十四年三月三十一日」に、「沖縄振興開発特別措置法（昭和四
十六年法律第二百三十一号）」を「沖縄振興特別措置法」に、
「沖縄振興開発審議会」を「沖縄振興審議会」に改める。
附則第五条第二号中「平成十四年六月十九日」を「平成二十
四年三月三十一日」に改める。

(国土総合開発法等の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「沖縄振興開発計画」を「
沖縄振興計画」に改める。

一 土地総合開発法第十四条（見出しを含む。）
二 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十三条第一項
三 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五
十八号）第四条第三項
四 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第三条

別表
(第一百五条関係)

項目	事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲	五	(略)
(略)	道路法第二条第一項に規定する道路の新設及び改築並びに同法第十三条第一項に規定する道路区間外の一般町村道の修繕	十分の九・五(国外以外の者を行う事業にあつては十分の九)以内	(略)	(略)
(略)	十分の九・五(国外以外の者を行う事業にあつては十分の九)以内	十分の九・五(国外以外の者を行う事業にあつては十分の九)以内	(略)	(略)

別表
(第一百五条関係)

項目	事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲	五	(略)
(略)	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び高速自動車国道及び同法第十二条に規定する指定区間内の他の国管理の維持その他の道の指定区間内の他の国	十分の九・五(道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに建築された道の敷地であつたものの取扱及び賃借にあつては十分の十、国外以外の者のは行う事業にあつては十分の十の内)	(略)	(略)
(略)	十分の九・五(道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに建築された道の敷地であつたものの取扱及び賃借にあつては十分の十、国外以外の者のは行う事業にあつては十分の十の内)	十分の九・五(道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに建築された道の敷地であつたものの取扱及び賃借にあつては十分の十、国外以外の者のは行う事業にあつては十分の十の内)	(略)	(略)

五 第三項
半島振興法 (昭和六十年法律第六十三号) 第四条第二項

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2 （四） 10 （略）	<p>第四条 機構は、第十一條第一項、第三項及び第四項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前号に掲げる業務が終了するまでの間、附則第二十八条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する規律附則第三条及び附則第三十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条に規定する業務を行うこと。</p>	<p>第四条 機構は、第十一條第一項、第三項及び第四項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前号に掲げる業務が終了するまでの間、附則第二十八条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する規律附則第三条及び附則第三十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条に規定する業務を行うこと。</p>
2 （四） 10 （略）		

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>3 2 4 3 （略） 4 （略） 5 六 河川法附則第三項、第四項及び第七項から第九項まで る前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係 る特定期間、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第三項、道路法附則第一項又は河川法附則第三項、下水道法附則第五条第一項又は河川法附則第六項の規定による無利子貸付金の額を控除したた 額を機構に支払わなければならぬ。</p> <p>3 2 4 3 （略） 4 （略） 5 六 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで る前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係 る特定期間、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、道路法附則第一項又は河川法附則第六項の規定による無利子貸付金の額を控除したた 額を機構に支払わなければならぬ。</p>	<p>（道路法等による国の無利子貸付けの特例等） 第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。</p> <p>（道路法等による国の無利子貸付けの特例等） 第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。</p>
<p>3 2 4 3 （略） 4 （略） 5 六 河川法附則第三項、第四項及び第七項から第九項まで る前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係 る特定期間、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第三項、道路法附則第一項又は河川法附則第六項の規定による無利子貸付金の額を控除したた 額を機構に支払わなければならぬ。</p>	<p>（道路法等による国の無利子貸付けの特例等） 第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

（歳入及び歳出）
（略）

改
正
案

現
行

（歳入及び歳出）
（略）

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入

（歳入及び歳出）
（略）

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入

（略）

（略）

（略）

（略）

ロイ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項若しくは第四項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二条第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法第一百六条第五項の規定による負担金

（略）
二
3
5
ハ
リ
（略）
二
5
（略）

（社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例等）

第四十九条 河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公團法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公團法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け（旧水公團法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては旧水公團法附則第十八条第一項第一号及び第十九号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業（第百九

（略）
二
3
5
ハ
リ
（略）
二
5
（略）

（社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例等）

第四十九条 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公團法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公團法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け（旧水公團法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては旧水公團法附則第十八条第一項第一号及び第十九号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業（第百九

八条第二項に規定する治水関係災害復旧事業関係事業をいう。
 以下同じ。)に該当するものを除く。)で旧水公團法第五十五条
 第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに
 特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けに
 あつては第一百九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事
 業(治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。)
 に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。)
 に関する経理は、当分の間、第一百九十八条第一項の規定にか
 らず、治水勘定において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行
 う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により
 一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第
 一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一
 条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第一
 二百三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電
 話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促
 進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)。第二百
 三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。)第
 七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金
 一と同号亦中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則
 第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項
 、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機
 構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公團法(昭和
 三十六年法律第二百十八号)附則第九条第一項若しくは第十条
 第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区
 画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)附則第二項又は民間
 都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定
 による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金」とある
 のは「交付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第
 五十一条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第
 一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区
 画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措
 附則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同号亦中「第一
 会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第一項又は附則第一
 四十九条第三項から第五項まで若しくは第七項の規定による
 費用」とあるのは「治水事業に要する費用に係るものに要する
 費用」とあるのは「治水事業に要する費用に係るものに要する
 費用」である。

十八条第二項に規定する治水関係災害復旧事業関係事業をいう。
 以下同じ。)に該当するものを除く。)で旧水公團法第五十五条
 第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに
 特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けに
 あつては第一百九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事
 業(治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。)
 に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。)
 に関する経理は、当分の間、第一百九十八条第一項の規定にか
 らず、治水勘定において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行
 う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により
 一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第
 一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一
 条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第一
 二百三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電
 話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促
 進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)。第二百
 三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。)第
 七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金
 一と同号亦中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則
 第三項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二
 项、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源
 機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公團法(昭
 和三十六年法律第二百十八号)附則第九条第一項若しくは第十
 条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地
 区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)附則第二項又は民
 间都市开发的推进に関する特别措置法附则第十五条第一项的规
 定による贷付金的偿还金」と、同项第二号ハ中「交付金」とある
 のは「交付金及び河川法附则第五项若しくは第六项、砂防法
 第五十二条第一项若しくは第二项、地すべり等防止法附则第八
 条第一项、独立行政法人水資源机构法附则第五条第一项、土地
 区画整理法附则第十五条第一项的规 定による贷付金」と、同项
 第二号ハ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附则第五
 项若しくは第六项、砂防法第一项、独立行政法人水資源机构法
 附则第五条第一项、土地区画整理法附则第十五条第一项的规
 定による贷付金」とあるのは「第二百五条第一项又は附则第一
 四十九条第三项から第五项まで若しくは第七项的规 定による
 费用」とあるのは「治水事业に要する费用に係るものに要する
 费用」とあるのは「治水事业に要する费用に係るものに要する
 费用」である。

措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)「と、「事務費、同項第三号」とあるのは「事務費(社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)」、第一百八十九条第七項第三号」とする。

3 治水勘定において河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十条第一項、土地区画整理法第五十五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 (略)

5 (道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十条 道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第二号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する特別措置法附則第五項第七十項、

特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)「と、「事務費、同項第三号」とあるのは「事務費(社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)」、第一百八十九条第七項第三号」とする。

3 治水勘定において河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 (略)

5 (道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十条 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律(昭和三十一年法律第七十二号)附則第三項、土地区画整理法附則第四項若しくは第五項、道路整備特別措置法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第五項、

「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都
市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは
第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理
法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地
域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年
法律第七十二条）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措
置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二
項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第
二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは
「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項
若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附
則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四
項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷
特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六
項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全
施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の
整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又
は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による補助金又
は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるの
は「道路整備事業（道路法附則第三項若しくは第四項、道路の
修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若
しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条
第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特
別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則
第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五
項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一
項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項
若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規
定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する
貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に
規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から
同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを
除く。」とする。
道路整備勘定において道路法附則第三項若しくは第四項、道
路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二
項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第二
項第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する
法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項第一項
七項若しくは第五項から第九項まで、道路整備勘定において道
路法附則第四項若しくは第五項、道

「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都
市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは
第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理
法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地
域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年
法律第七十二条）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措
置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二
項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第
二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは
「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項
若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附
則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四
項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷
特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六
項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全
施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の
整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又
は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又
は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるの
は「道路整備事業（道路法附則第四項若しくは第五項、道路の
修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若
しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条
第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特
別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則
第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五
項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一
項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項
若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規
定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する
貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に
規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から
同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを
除く。」とする。
道路整備勘定において道路法附則第四項若しくは第五項、道
路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二
項第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する
法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項第一項
七項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第二
項第一項
七項若しくは第五項から第九項まで、道路整備勘定において道
路法附則第四項若しくは第五項、道

る特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 第六条の規定にかかるわらず、道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合に、当該国の補助又は負担を行なう場合に、当該国の補助又は負担を行なう金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項若しくは第七項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金額を超過する場合には、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 第六条の規定にかかるわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合に、当該国の補助又は負担を行なう場合に、当該国の補助又は負担を行なう金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

5 第六条の規定にかかるわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合に、当該国の補助又は負担を行なう場合に、当該国の補助又は負担を行なう金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項若しくは第七項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金額を超過する場合には、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 第六条の規定にかかるわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合に、当該国の補助又は負担を行なう場合に、当該国の補助又は負担を行なう金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

5 第六条の規定にかかるわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合に、当該国の補助又は負担を行なう場合に、当該国の補助又は負担を行なう金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項若しくは第七項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金額を超過する場合には、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)」とす
る。

4 港湾勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による金額は、翌年一度に同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 8 (略)

4 港湾勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による金額は、翌年一度に同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 8 (略)

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案 参照条文

- | | |
|---|---|
| ○砂防法（明治三十年法律第二十九号） | 1 |
| ○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号） | 1 |
| ○道路法（昭和二十七年法律第一百八十八号） | 1 |
| ○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一法律第七十二号） | 2 |
| ○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号） | 2 |
| ○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号） | 2 |
| ○河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号） | 3 |
| ○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号） | 3 |
| ○沖縄振興特別措置法（平成十四年三月法律第十四号） | 4 |

○砂防法（明治三十年法律第二十九号）

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス
② 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）

第二条 国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができる。

2 （略）

3 第一項の修繕に要する費用は、国の負担とする。但し、地方公共団体は、政令の定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

○道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 6 （略）

（国道の管理に関する費用）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその三分の一を負担するものとする。
2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四五・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。
3 4 （略）

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 國土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合又は指定区間内の国道の維持、修繕その他の管理を行う場合においては、まず全額國費をもつてこれを行つた後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項から第三項までの規定に基く負担金を國庫に納付しなければならない。

- 2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、國は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第三項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。
- 3 (略)

○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和二十一法律第七十二号）

(費用の負担割合の特例)

第五条の二 國土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用に関する國の負担金の割合は、同法（第八十八条を除く。）の規定にかかわらず、三分の二とする。

○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）

(管理)

第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、國土交通大臣が行う。

(費用の負担)

第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、國がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下の章において同じ。）がその余の割合を負担する。

- 2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用は、政令で定めるところにより、國庫に納付しなければならない。

○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）

（管理費用の負担）

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

（国の負担又は補助）

第二十二条 指定区間内的一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で国土交通大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴つて行うものに要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は、指定区間内の一般国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担する。

2・3 （略）

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五）を負担する。

2 （略）

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）

（国の負担又は補助）

第二十二条 道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の

占用予定者又は電線共同溝を占用する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定区間内的一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

254 （略）

○沖縄振興特別措置法（平成十四年三月法律第十四号）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第一百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

258 （略）

別表（第一百五条関係）

事業の区分		国庫の負担又は補助の割合の範囲	
項目	（略）	（略）	（略）
五 道路	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	十分の九・五（道路法第十三条规定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては十分の十、國以外の者の行う事業にあつては十分の九）以内	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）